

平成23年度第2回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成23年12月16日(金)
場 所 岐阜県庁 4階特別会議室

岐 阜 県

午後1時00分開会

(事務局) 長沼技術総括監

本日は、皆様お忙しい中ご出席賜りありがとうございます。
ただ今から、平成23年度第2回岐阜県森林審議会を開催いたします。
最初に、森林政部長からあいさつを申し上げます。

(森林政部長)

あいさつ

(事務局) 長沼技術総括監

会議次第を若干変更させていただきます。森林法に基づく案件は2名の委員がこちらに到着され次第ということで、その他の報告事項になりますけれど、「新たな「岐阜県森林づくり基本計画」(案)に対する委員からの意見対応」、「森林・環境税の考え方(制度案)」についてご報告をさせていただきたいと思えます。

それでは、「新たな「岐阜県森林づくり基本計画」(案)に対する委員からの意見対応」について、資料8により説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

(事務局) 正村次長

・説明「新たな「岐阜県森林づくり基本計画」(案)に対する委員からの意見対応」

(事務局) 長沼技術総括監

10月に説明しました「岐阜県森林づくり基本計画」(案)へ委員からいただいたご意見に対する対応ということで説明させていただきましたけれど、ご意見、ご質問等ございますでしょうか？

(委員) 意見なし

(事務局) 長沼技術総括監

今後の予定としましては、議会からの意見もいただき、その修正も含めて3月議会で諮ることとしていますので、よろしくをお願いします。

それでは続きまして、先ほど部長からのあいさつにもありました「森林・環境税の考え方(制度案)」について説明いたします。

(事務局) 福井次長

・説明「森林・環境税の考え方(制度案)」

(事務局) 長沼技術総括監

「森林・環境税の考え方(制度案)」について説明させていただきましたけれど、ご質問等ございますでしょうか？

(委員) 意見なし

(事務局) 長沼技術総括監

これから平成23年度第2回森林審議会の審議事項に入らせていただきます。

- ・委員15名中9名の出席により、本審議会は成立していることを報告
- ・審議会の進め方について説明
- ・審議会の公開について説明
- ・配付資料確認
- ・規定により議長は会長が務めることを説明

(石川会長)

それでは、議事に入らせていただきます。先ほど司会から説明がありましたとおり、時間の調整が必要でしたので私の方からお願いしまして、その他の報告事項として「新たな「岐阜県森林づくり基本計画」(案)に対する委員からの意見対応について」[資料8](#)と、「森林・環境税の考え方(制度案)について」[資料9](#)について説明をいただく時間を先にしました。

ただ今より、森林審議会運営内規第8条の規定によりまして、議事録署名者を三島委員にお願いしまして、審議に入りたいと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。

それでは、1番目の議事に入らせていただきますが、本日の審議事項の諮問文を事務局から朗読願います。

(事務局) 長沼技術総括監

・諮問文朗読

林第573号

平成23年12月12日

岐阜県森林審議会
会長 石川 道政 様

岐阜県知事 古田 肇

平成23年度第2回岐阜県森林審議会にかかる諮問について

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 森林法第5条第1項に基づく飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- 2 森林法第5条第4項に基づく木曽川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び長良川森林計画区の地域森林計画の変更について

(石川会長)

ありがとうございました。

それでは、早速、審議事項に入らせていただきます。

議第1号「飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について」並びに「木曽川、揖斐川、宮・庄川、長良川各森林計画区の地域森林計画の変更について」を議案として上程します。

議第1号「飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曽川、揖斐川、宮・庄川、長良川各森林計画区の地域森林計画の変更について」事務局から資料に基づいて説明をお願いします。

(事務局)* 神田技術課長補佐

・説明「地域森林計画の樹立、変更について」

(石川会長)

どうもありがとうございました。

ただ今、「飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曽川、揖斐川、宮・庄川、長良川各森林計画区の地域森林計画の変更について」説明がございましたが、この件に関しましてご質疑やご意見がございましたらよろしく申し上げます。

(木村委員)

資料1の13ページのそれぞれの数値に()書きがありますが、これは何ですか？

(事務局) 神田技術課長補佐
前計画の計画量です。

(木村委員)

わかりました。飛騨川地域森林計画だけその説明が書いてありませんでしたので。

(事務局) 神田技術課長補佐
記入漏れです。申し訳ございません。

(木村委員)

「網掛けは新規計画量」とありますが、その網掛け部分はどこにあるのですか？

(事務局) 神田技術課長補佐
「間伐面積(参考)」と書いてありますが、この部分を新たに記載しました。

(伊藤委員)

資料1の6ページに「大面積の伐採をやむを得ず行う場合には、空間的・時間的に分散されるよう・・・」と書いてありますが、大面積というものは何haのものを言うのですか？

(事務局) 神田技術課長補佐

大面積という定義は、計画の中では定義しておりません。2年前に作成しました「災害に強い森林づくりに向けた新たな森林整備の考え方」の中で、「1haを超えるような場合は・・・」ということが書いてございますので、2haとか3haというようなものは、空間的に保護樹帯とか保残木を設けていただきたいという趣旨でございます。

(伊藤委員)

県だけで国は除外という考えでよろしいのでしょうか？

(事務局) 神田技術課長補佐

国でも全国森林計画の中で、保護樹帯ですとか保残木を残すという文言が加わりましたので、国も同様かと思われまます。

(伊藤委員)

しかしながら、今、5haとか6haとかいう皆伐もありますよね。その辺が、国と県が違うのかと思って質問したのですが。

(事務局) 神田技術課長補佐

谷や尾根といった変化点のようなところについては、保護樹帯とか保残木を残して保全していただく必要があると考えています。平らな場所については必要ないと思います。地形によって判断していただければと考えております。

(篠田委員)

森林整備のなかで林道の開設の率がかなり低くなっており、予算がかなり厳しいというようなことも書かれていますが、予算に伴う変更と考えてよろしいでしょうか？

(事務局) 神田技術課長補佐

市町村森林整備計画に載せたものは地域森林計画に載せてきましたが、過去の要望路線の中には計画内容が不明なものもあり、市町村に整理をしていただくことをお願いしました。今年度と来年度の2ヶ年で整理をしていただく途中経過ということで、特に整理が早い段階で行われた宮・庄川については、かなり計画量を落としております。

(三島委員)

地域森林計画が作られると、今度は市町村森林整備計画が作られるわけですが、市町村森林整備計画のゾーニングについて、急いで強引に県と整合性をとらせているように見えます。市町村の担当者の能力がまだない中で、絵に描いた餅を勝手に作るようなスタイルになっていくので、ろくに分かりもせず作ってしまって、あとから大変な目に遭うというのが、目に見えるような気がしてなりません。やはり集約化して5年間きちっと施業ができる中でやりながら、次のステップ、その次のステップと、きちっとしたゾーニングが出来るようなスタイルをとっていかないといけないと思います。まだ十分論議が出来てない中でゾーニングを先行すると、非常に歪なものになっていく可能性が高いので、やはり県として指導する段階で十分注意していただけると有り難いと思っていますので、要望として言わせてもらいます。よろしくをお願いします。

(事務局) 神田技術課長補佐

当方としましても、今、三島委員が言われたような考え方の中で、農林事務所、市町村にお願いをしております。先週、全市町村のヒアリングをさせていただきました。途中段階では、例えば、東白川村など「全域水源涵養機能維持増進森林」でいくといったところもありましたけれど、ヒアリング段階ではかなり見直されています。森林・環境税の導入ということで、環境税ありきで水源涵養のみといったところもありましたが、環境税ありきにならないように強くお願いしております。今は、必要なところを順番にやっていくということで、市町村には理解をいただいていると考えております。

(石川会長)

他にございませんか。

(木村委員)

資料1の7ページの天然更新について、「更新とは、伐採跡地において、造林により更新樹種を育成し・・・」と記載がありますが、造林というのは植栽のことでしょうか？

(事務局) 神田技術課長補佐

7ページの「植栽命令」の下は「植込み」と「植栽」に分かれておりまして、植栽命令の後、天然更新の場合は、足りない本数を「植込み」という形で3,000本/haまで補植をしていただきます。人工林における植栽の場合は、今後も保育を必ずやっていただく担保の下に、1,000本から5,000本と植栽本数を規定しており、その本数を植えていただくこととなります。

(木村委員)

天然更新の場合は手を掛けないけれども、更新の場合は補植を含むという理解でよいですね。

(事務局) 神田技術課長補佐

・はい。3,000本/haに足りない部分は補植をしていただくこととなります。

(石川会長)

森林・環境税の説明の中で、資料9の5ページに、民有林で間伐の対象となる人工林24万8千haのうち、環境保全林が3万ha。そのうち、どれだけ実施するといった事業量が書かれていますが、これは地域森林計画の中に当然反映されているということでしょうか？

(事務局) 長沼技術総括監

整合はとっています。

(中原委員)

資料について敢えて申すことはありませんが、先程から色々な条例とか岐阜県は括りが厳しくて、先程の質問にあったように、国ではイエスでも県では縛りがきつくてノーというような皆伐面積の問題がある。先程からこの数字を見ても、意外なほど皆伐をしている所が全県下に多いということ。皆伐に関しては、現制度ではそれに対する補助金、材価が安い中であって、搬出補助金等々がほとんど無い状況で、地拵え・植栽といった更新を伴う補助金は、非常に予算枠として手薄になっている中で、植える義務がある。2年以内に植えなさい、5年以内に云々というのがあって、非常に危惧した部分で敢えて申し上げますが、植栽の補助金は貰って、その後の下刈り、雪起し等々の施業を全くしないで放置される山がもう出てきています。ということは、8～9齢級の未整備森林ということでクローズアップされて5年前からやってきたこの森林の事業なのですが、その前段から放棄されるような状況に陥っている。これは十分今後の制度政策に、また計画に反映していただくことをお願い申し上げます。植える金がないとか不在村など、無視した方が勝ちといっ

たような変な風潮がでてくると、これは後々本当の意味で取り返しの付かない状況が起こり得るということを申し上げておきます。

(事務局) 神田技術課長補佐

森林計画制度上は、保育を行わないような場合、施業の勧告制度というものがございます。保育をしっかりやっていただくよう、県と市町村とで連携しながら、指導にあたっていきたいと考えております。

(石川会長)

違う話となりますが、自動車などの耐久消費財を購入すると、リサイクル料は別途徴収しているのですね。そうすると、結局買ったときにはそれが転嫁されて、一番最初にリサイクル経費を価格に含めて提供するのかと。それと同じように、これは大きな課題だと思うんですね。今指摘されたことについては、本当に日本全体で考えるべき事であるような気がいたします。今、私どもも環境省など行政側といつも話し合っていることは、そういったものを誰が最初にきちっと制度化して、後にするのか前にするのかということと同じように、伐採する段階でそういった経費を見込んで伐採するのか、或いは後でちゃんとした責任、刑罰を付けてでもやるのかやらないのか。ルールだけでは、どうも抜け道がたくさん出てくるような、後に非常に大きなツケが残るような気がいたしますので、これは県だけでなく、国にきちんと提言すべきことかもしれないと私は思っております。

(事務局) 森林政部長

資料1の11ページ、前計画の実績および評価の真ん中の欄に「人工造林・天然更新別面積」の過去5ヶ年の数値が上がっております。その中で、天然更新という一番下のところ、計画としては346haの予定をしていたのが859ha。要するに、5年間に年間160～170haというような面積が、伐採はされるけれども植栽されずに放ってあるというのが現実です。今回、森林法が改正されまして、明らかに植えなければならない箇所については、命令がかけられるようになり、来年の4月から施行されますが、それとともに植栽はしたけれども手入れはしない、ということもこれから出てくる可能性があるわけですね。

もう一つ問題なのは、植えたけれどもシカにやられるという食害が県下で発生しています。ですから、野生鳥獣、特にシカ対策を十分やった上で、植栽というものを進めなければならないということで、環境部局と十分連携を取りながら進めていきたいと思っております。

(伊藤委員)

我々は林業を、要するに素材生産等々をやっておるわけですが、今は40年或いは50年生の間伐をやっているわけです。しかしながら、40年前、50年前に県有林、国有林も含めて、或いは民間の区有林等も含めて、今の「間伐を主体に施業する」という、環境保全を目的に植えた人は誰もいないと思います。木材は生産林で皆伐をして、法に則って、生産をしてまた植えてというサイクルでやっているのです。しかしながら、木材価格が低迷してきただけに、今は木材を売った金で植林ができないような状況なのです。間伐を行

うことによって補助をいただいてやっている。しかし、我々の仕事というのは、皆伐し植えて育ててというサイクルでやっている。木材が低迷しているがために、環境ということを重ねておられますが、行政の方でもう少し植林・育林についても助成していただかないといけないと思います。先程部長が言われたとおり、天然更新の方が多いと思うのです。今やっていることはどちらかという育林に等しい、或いは環境保全重視でやっており、本来の林業とはかけ離れていっている気がしましたので、発言させていただきました。

(事務局) 森林政部長

そういう風に捉えられるかも知れませんが、先程言われましたように、皆伐ありきという考え方を我々は持っていません。と言いますのは、今回はペイできないが、次回はペイできるようにしたいという考え方ですね。そのために、基盤、道づくりをきちんとやって機械を入れて、間伐、択伐になるかもしれませんが、そういう状態でもペイできるような林業形態にもっていきたい。小面積の皆伐というのはあり得るかもしれませんが、できるだけ裸地化させないということを目指しています。ですから、これから5年10年の間は、まだまだペイできない状況から、環境保全的な意味合いと思われるかもしれませんが、条件がいいところでは5年先には補助金なしでも木材生産ができるくらいのものでいただきたい。植える所もある程度、haあたり成立本数が100本とか50本とかに減った段階で植えていくことによって、次の世代を育てていくというような、長い目で見た形の林業生産にもっていきたい。ですから、皆伐ありきでこれから林業を進めるという考え方は持ってないということです。

(伊藤委員)

私としても、補助金をもらうような業種では駄目だと基本的には思っています。しかし今の状況を見ると、どうしてもお願いしなければならないということもありますので、どう我々は考えていかなければならないのかと思っています。

(事務局) 森林政部長

今はそういう状態であることは認識しています。そのための道づくりとか色々の補助金がある訳です。ただ、いつまでもそういうものではなくて、木材生産林においては自立していただくというのが目標。最終的には国の方も県の方も、補助金というのがなくなってくるだろう。ただし、元々採算に合わないような森林、そういうところについては、森林・環境税なども考えています。公的にきちんと管理していく山と、自立でやっていただく山に分かれていくだろうと思っています。

(小林委員)

私は省エネ住宅について取り組んでいます。省エネ住宅を考えると、今までのような日本家屋というものが段々少なくなっていく傾向にありますよね。高气密・高断熱の住宅を考えると、これからの木材生産というのは、きちんと規格化されたものになってくるだろう。そういう事を考えると、日本家屋で風通しが良いといった住宅を想定した木材生産というのは段々少なくなってくると私は思っています。そのあたりの研究と、木材が経済

的に自立していくことを、きちんと考え合わせでいかないと非常に難しいという気がしています。ただ間伐をして、木材を育てて、美しい今までの日本家屋を造るような木をただ作っているだけでは、なかなか補助金依存体質から抜けていけない気がするのです。将来に渡ってどういう木材が要求されているのかという研究を、十分にされていかなければいけないと思います。岐阜県の木材が岐阜県で使われることが、岐阜の家屋にとって一番いいものだというアピールは聞いています。そのあたりの研究とか、そういうことも計画の中にも入り込んでいかないと、なかなか木が自立していく、採算が合うということが難しい気がします。いかがでしょうか？

(事務局) 瀬上県産材流通課長

これから要求される木材は何かということで、高気密・高断熱というお話でしたが、正にそれは品質ですね。おっしゃるとおり、今、住宅に求められている一番のポイントは品質や性能です。価格はその次になっている感じであり、県としても、これから木造住宅に使われる木材は、品質がしっかりしたものを outsana なければいけないという考え方を持っています。それで、昨年度「ぎふ性能表示材」という制度をつくりました。何かと言いますと、木材が高気密・高断熱の住宅に使われるということは、要は狂いが無いということであって、建ててから隙間ができたりするような木では使ってもらえないので、それを保証するのが、いわゆる含水率で、しっかり乾いた木です、ある程度の応力に耐えられる木ですというものです。そういうことがこれから求められますので、昨年度そういった制度を作りまして、今やっております。

もう1点、そういった木をどのように作ればいいのかという話ですが、昔は四方無節などのために枝打ちをしっかりやって、いわゆるブランド材を作っていましたが、実際に「ぎふ性能表示材」に使われるのは、そこまでやらなくてもよく、いわゆる並材という、昔でいうと安かった材ですが、そういった材でも充分ですので、ある意味、昔のブランド材に比べて、施業には割と手間をかけなくてもよいです。ただ、それを木材にする時に、しっかり乾燥するとか手間をかけて、使ってもらえる木材にしていくという考え方で進めています。

(小林委員)

木材というのは熱伝導率が低いわけですから、高気密・高断熱にはふさわしいものだと思いますけれど、今の含水率の事だけではなくて、いかに合板にして狂いを無くするかといった研究もかなりされているかと思います。ブランド材ではなくても、高気密・高断熱ということでのブランド化は必要だと思っうんですね。私は含水率だけではないとも思いますが、岐阜県の木であれば、例えば、狂いなく窓枠ができるというもの。特にドイツなんかは、木材で狂いがなく窓枠ができるものが要求されていて、三重窓として使われている。そうすると、これからの建材の行方というのは、今がターニングポイントだと思うのです。そこを目的として作るのであれば、非常にこれから木材が自立していけるけれども、それ以外のところではなかなか難しいと思います。

それから、木材の熱伝導率が低く、非常に高断熱・高気密にふさわしいというアピールがあまりなされていないのが非常に気になるところです。

(事務局) 瀬上県産材流通課長

窓枠の話が出ましたが、現在ある会社が木材を使って高気密・高断熱住宅に使えるような窓のセットを県産材の地域材利用開発の制度を活用してやっております、商品化のための国の試験を受けて通るような見込みと聞いております。そういった商品ができれば、今、言ったようなことも含めて県産材が使えますよというアピールをしていきたいと思っています。

(小林委員)

是非トップランナーになって、三重窓を作ったときは岐阜県の木材だと、そういうようなところまで行っていただきたいと思います。

(石川会長)

いろいろと議論があったところですが、後の議題もございますので、第1号議案につきましては、皆様の意見の集約をしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(委員)

意見なし

(石川委員)

それでは、ご意見もいろいろ出てきましたが、これらに対する適切なお答弁をいただきましたので、第1号につきましては原案のとおり決定し答申するというところでよろしいでしょうか？

(委員)

異議なし

(石川会長)

ありがとうございました。それでは原案のとおり決定し適当と認めることにしたいと思います。この答申文(案)を作成するため、10分間休憩しまして、2つ目の議題に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。休憩をいたします。

- 10分休憩 -

(石川会長)

それでは、再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。先ほどの議第1号につきまして、答申文(案)ができましたので、事務局から朗読をしていただきたいと思っております。

(事務局) 長沼技術総括監

・ 答申文案朗読

岐森審第6号

平成23年12月16日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県森林審議会

会長 石川 道政

地域森林計画の樹立及び同計画の変更について(答申)

平成23年12月12日付け林第573号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。

記

- 1 森林法第5条第1項に基づく飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- 2 森林法第5条第4項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び長良川森林計画区の地域森林計画の変更について

(石川会長)

ただ今、事務局から朗読がございました文案につきまして、ご意見はございませんでしょうか？

(委員)

意見なし

(石川会長)

ただ今、朗読がありました文書どおり答申をすることとしたいと思いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、次に、林地部会の審議状況等につきまして、木村 林地部会長から報告をお願いします。

(木村委員)

それではご報告いたします。

今年は、林地部会で審議を必要とする案件はございませんでした。

従いまして、審議状況の報告はございませんが、林地開発許可状況等につきまして、事務局からご説明します。

(事務局) 岩月課長

・説明「林地開発許可状況等の報告」

(石川会長)

ご質問等ございませんか？

(委員)

意見なし

(石川会長)

以上、全ての案件が終了いたしました。時間内の終了にご協力いただきましてありがとうございました。その他の案件につきましては、会議の前に事務局からご説明をいただいたところでございますが、後から遅れて到着された方もございますので、概略を事務局から説明願います。

(事務局) 正村次長

・説明「新たな「岐阜県森林づくり基本計画」(案)に対する委員からの意見対応」

(石川会長)

はい、ありがとうございました。それでは、私の方はこれで議長を終わらせていただきます。

(事務局) 長沼技術総括監

石川会長様には、長時間にわたる進行ありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重なご意見どうもありがとうございました。

休憩中に資料を配らせていただきましたので、(社)岐阜県林業経営者協会会長の中原委員からご説明をお願いします。

(中原委員)

・説明「社団法人岐阜県林業経営者協会ホームページの開設のお知らせ」

(事務局) 長沼技術総括監

ありがとうございました。それでは、最後に、森林政部長からお礼を申し上げます。

(森林政部長)

お礼のあいさつ

(事務局) 長沼技術総括監

それでは、これもちまして、審議会を終了させていただきます。

今日は、どうもありがとうございました。

午後2時55分閉会